　次のとおり、令和７年度大分県空き家対策促進事業広報業務委託に関する企画提案競技を実施するので公示する。

　令和７年１０月８日

大分県知事　佐藤　樹一郎

募集要項

1. **趣旨**

本業務は、「空き家ポータルサイト」への流入を促すため、福岡県又は大分県内に在住し、かつ、大分県内の空き家を所有・管理・相続予定の者及び移住希望者などを対象として各種広告を実施し、空き家を放置することの危険性や各種制度を周知することで、大分県内の空き家の適正管理や除却、利活用を促進することを目的とするものである。

この事業の委託先の選定に関し、提案競技に参加しようとする者が遵守しなければならない事項を定める。

なお、募集要項と、県が公表したその他の資料等との間に異なる点がある場合は、募集要項が優先する。

1. **契約に付する事項**

（１）業 務 名：令和７年度空き家対策促進事業広報業務委託

（２）業務内容：別紙「令和７年度大分県空き家対策促進事業広報業務委託に関する仕様書」のとおり

（３）契約期間：契約締結の日から令和８年３月１３日まで

（５）上 限 額：８，０００，０００円（消費税額及び地方消費税額を含む）

**２．参加資格**

提案競技に参加可能な者は、以下の全てを満たすものとする。

なお、資格確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）大分県が発注する競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、または、同等の資質を有する者。

（３）本事業を受託できる財政的健全性を有していること。

（４）事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。

　　　①事業の実施に際し専任の担当者を配置し、県との打ち合わせに担当者を出席させることが

できるもの。

　②県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っているこ

　　　と（インターネット接続環境があることを前提とする。）。

（５）宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。

（６）特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。

（７）自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

①　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③　暴力団員が役員となっている事業者

④　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

⑤　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

⑥　暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

⑦　役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

⑧　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（８）審査委員会でのプレゼンテーションに参加できること。（オンラインでの参加を可能とする。オンライン参加の場合は、審査委員会当日までにZoomのID・パスをお送りします。）

**３．提案審査への応募**

（１）参加申し込み

以下①～⑤の提出物について、１０月２０日（木）１５時までにＥメールにより以下のメールアドレス（後述（４）参照）あて提出すること。なお、必ず電話にて着信を確認すること。

ただし、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有する者は、④及び⑤は不要とする。

（提出物）

1. 企画提案競技参加申込書（様式１）　Wordファイル又はPDFファイル
2. 誓約書（様式２）
3. 会社概要書（パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類）
4. 納税証明書（県税）
5. 納税証明書（地方税）

　　※④、⑤は参加申込受付期限の１０月２０日（月）以前３か月以内に発行されたものとする。

（２）企画提案書

　　企画提案書は、下表により作成し、１０月２３日（木）１５時までにメールで提出すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1. 表紙 | 会社名、担当者名、及び電話番号等連絡先を明記すること。 | 様式自由  （Ａ４版） |
| 1. 企画提案 | 仕様書に沿って事業の趣旨を踏まえ、下記項目番号を記載し、順序に沿って具体的に提案すること。  １　法人概要、本事業へ提案した動機  ２　提案内容   1. 広報計画 2. 新聞広告 3. 動画広告 4. WEB広告 5. その他本事業に付随する自主提案 | 様式自由  （Ａ４版） |
| 1. スケジュール | 業務執行スケジュールを具体的に提案すること。 | 様式自由  （Ａ４版） |
| 1. 過去実績等 | 過去の類似業務の実績を証明すること。 | 様式自由  （Ａ４版） |
| 1. 業務実施体制表 | 業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、県との打ち合わせ等に出席する専任担当者を明記すること。 | 様式自由  （Ａ４版） |
| 1. 見積書 | 仕様書６（２）対象経費①～⑤の項目ごとに事業を実施するために必要な単価、金額を記載すること。 | 様式自由  （Ａ４版） |

（４）提出先等

〒８７０－８５０１

大分県大分市大手町３－１－１

大分県企画振興部おおいた創生推進課（担当：成瀬）

　　　E-mail：a10113@pref.oita.lg.jp

　　　電　話：097-506-2126

（５）その他

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（任意様式）」を提出すること。

見積もりにおいて、消費税については、小数点以下切り捨てとすること。

**４．質疑**

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、３（４）に記載したメールアドレスあてに、「質問票（様式３）」にて、令和７年１０月２０日（月）１５時までに照会すること。なお、必ず電話にて着信を確認すること。質問に対する回答は、随時、県庁ホームページにて公表する。

**５．審査及び結果通知について**

（１）審査会について

　企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、委託候補者を選定する。

なお、提案競技参加者が多数の場合は、「６　その他」に定める予備審査を行う場合がある。

【審査会日時】

　日時：令和７年１０月２７日（月）１３時３０分から開始予定

　場所：大分県庁舎本館３階３１会議室（ハイブリッド形式）

　内容：プレゼンテーション１５分　質疑１０分程度

　　　　※PC持参（事前提出した企画提案書の電子データを保存したもの）、

PCモニターは県にて用意する。

　　※審査委員会の詳細は、提案者に対して個別に連絡を行う。

（２）審査基準について

審査は、別添「評価項目及び配点」に基づき行う。

（３）審査結果について

企画提案書の提出のあった者全てに対して、審査結果について速やかにメールで通知する。

（４）委託候補者について

最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合

は、次点の者を委託候補者とする。なお、応募者が１者のみの場合、審査結果において基準点

（６割）を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とする。基準点に満たないときは、再度

公募する。

　　また、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為をなし、審査結果を自らに有利たらしめた

ことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を

無効とする。

**６．その他**

（１）委託先に決定した団体と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。なお、初回の打ち合わせは県と日程調整の上、早期（１１月上旬頃）に行うこと。

（２）事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。

（３）参加団体による企画提案書の作成、提出等に要する経費は参加者の負担とする。

（４）提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。

（５）県と受託者の協議により、提案された企画の内容の一部が変更されることがある。

（６）提案者が５社を超える場合、事務局により書面による予備審査を行う。予備審査を実施した場合は、その結果を１０月２４日（金）１５時までにすべての提案者にメールにて通知する。

（７）虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。

（８）参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。

（９）公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

**７．契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地**

大分県企画振興部おおいた創生推進課

〒870-8501 大分県大分市大手町３丁目１番１号　県庁本館３階

E-mail：a10113@pref.oita.lg.jp

電　話：097-506-2126

　　担　当：成瀬

別添

評価項目及び配点

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
| 業務の目的及び内容 | ・全体として仕様書で定める目的を理解した提案となっているか。 | １５ |
| 新聞広告 | ・ターゲットに対して、効果的な広報内容・広報計画になっているか。  ・県民の関心を引く内容となっているか。 | １５ |
| 動画広告 | ・ターゲットに対して、効果的な広報内容・広報計画になっているか。  ・県民の関心を引く内容となっているか。  ・訴求対象ごとの工夫がなされているか。 | １５ |
| WEB広告 | ・ターゲットに対して、効果的な広報内容・広報計画になっているか。  ・県民の関心を引く内容となっているか。  ・訴求対象ごとの工夫がなされているか。  ・最大の広告効果となる目標値が設定されているか。 | １５ |
| 自主提案 | ・仕様書で定める目的を理解した効果的な自主提案が提案されているか。 | １０ |
| コストパフォーマンス | ・予定価格と比較して、適当な提案となっているか。  ・コストの低減が図れているか。 | １０ |
| 業務執行体制 | ・業務が安定的に実施される体制となっているか。 | １０ |
| 能力、過去実績 | ・過去に同様の業務の実績があるなど、必要な知見やノウハウを有しているか。 | １０ |